

地域を応援するマンスリー・レター

平成23年10月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
北海道開発局開発管理部
北海道運輸局企画観光部
北海道労働局職業安定部
北海道経済部
編集事務局：北海道経済部経営支援局
中小企業課中小企業企画G
TEL：011-204-5330
平成23年9月22日号（第31号）
<毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどをタイムリーにお届けします。

1. 東日本大震災で影響を受けた中小企業者等の皆様向けの対策について

緊急産業対策総合相談窓口の設置（北海道）

道では、東日本大震災の影響により大きな被害を受けた東北地方の生産活動の補完や、首都圏の電力事情に応じた本道における機能代替など、国内の生産活動への貢献に向け、道として情報の収集・発信等に積極的に取り組むため、次のとおり、ワンストップ相談窓口である「緊急産業対策総合相談窓口」を設置しています。

- ◆目的：オフィスや研究開発施設、工場などの道内における空き状況等をはじめ、部品調達先としての道内企業の情報など、首都圏企業からの様々な相談等に総合的かつ迅速に対応する。
- ◆設置場所：北海道経済部緊急産業対策室（011-204-5927）
北海道東京事務所（03-3580-9585）
- ◆提供情報：産業インフラに関する情報
受発注斡旋や労働力確保に関する情報
企業活動に必要な生活インフラに関する情報
- ◆受付時間： 9：00 ～ 17：00
- ◆道内企業の関係者の皆さんには、自社の用地、生産スペース、生産能力など、道外企業へ提供できるインフラ関連等の情報がありましたら、提供いただけますよう、ご協力をお願いします。

中小企業等経営・金融相談室（北海道）

道では、東日本大震災により影響を受けた中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談窓口として「東日本大震災関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

- ◆設置場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内
各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆メールでの問い合わせ先：経営相談 keizai.chushokigyoi@pref.hokkaido.lg.jp
金融相談 keizai.chushokigyoi@pref.hokkaido.lg.jp
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/touhokuchihoutaiheiyouokijishin.htm>

労働相談（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしていますが、この度の東日本大震災の影響を受けた中小企業者の方及び労働者のみなさんからの労働相談もあわせてお受けしています。相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）

◆受付時間：平日の午前9時から午後8時まで

◆労働相談は、上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。
（石狩振興局以外の受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。）

◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

災害貸付（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた中小企業者等の皆様の事業の早期復旧と経営の安定を図るために、災害貸付の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」

◆融資対象者：・道内に事業所を有する中小企業者等であって、東日本大震災による災害により被害を受けた方（道内に本店を有する事業者の場合、道外での被害も対象となります。）

・道外に本店を有する中小企業者等であって、東日本大震災により被害を受けたことに伴い、北海道に移住営業又は移住転業し、その後も道内で事業活動を継続する方

◆資金用途：設備資金、運転資金

◆融資金額：設備資金 8,000万円以内
運転資金 5,000万円以内
※融資金額については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
（1企業あたり合計1億3千万円限度となります。）

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/saigaitouhokutaiheyiyou.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災等関連特別貸付（北海道）

道では、東日本大震災等の発生による経済環境の急変により経営に支障を生じている中小企業の方を対象とした資金の取り扱いを開始しました。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「東日本大震災等関連特別貸付」

◆融資対象者：次の各号のいずれかに該当する中小企業者等

(1) 特定被災区域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みの方

(2) 東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少する見込みの方

(3) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している方（平成23年9月30日まで。平成23年10月1日からは最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ10%以上減少している方）

- ◆資金用途：運転資金（保証付き道制度融資の借換えに要する資金を含む）
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/touhokutaiheiyouokijishin.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）

制度概要

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等が対象。

金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度です。（借入額の全額に対して保証します。）

①対象者（下記のいずれかに該当する方）

< 特定被災区域内の方 >

- ・震災の影響により業況が悪化している方
→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
（震災後の3ヶ月につき前年同期比▲10%）
※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。
（写しで可）
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の方
→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

< 特定被災区域外の方 >

- ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方
→特定被災区域内の事業者との取引等、震災による売上高等の減少（震災後の3ヶ月につき前年同期比▲10%）につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要。
- ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方
→風評被害による契約の解除等、震災による売上高等の減少（震災後の3ヶ月につき前年同期比▲15%）につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、上記と同様に「理由書」が必要

②保証限度額：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。

③保証料率：0.8%以下 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

④保証人：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

特定被災区域・・・（政令指定）

岩手県・宮城県・福島県の全域、

青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。

詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

制度概要

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度。特に、事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人等を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設。

1. 対象者

①直接被害者

地震・津波等により直接被害を受けた方

→市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可、事後提出可）

原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）内の方。

→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可、事後提出可）

②間接被害者

直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方

→直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）又は被害証明書が必要。

（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、お申し込み先にご提出ください。）

→具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、i) 借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は、ii) 借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期比に比して10%以上減少した方となります。

③その他の方

その他、震災の影響により、業況が悪化している方。

2. 貸付限度額

日本公庫（中小事業）・商工中金7.2億円、日本公庫（国民事業）4,800万円
※上記①の直接被害者・上記②の間接被害者は、更に『別枠』での利用が可能です。

3. 貸付期間・据置期間

設備資金15年以内、運転資金8年以上（据置期間：最大3年）

4. 貸付利率

日本公庫 中小事業1.75%、国民事業2.25%、商工中金1.75%

※貸付期間5年以上の基準利率（平成23年4月末現在）。

※利率は、担保、財務状況、返済期間等により変動。

上記貸付利率から、売上等が減少している場合は▲0.3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%の金利減免措置を利用することが可能です（最大▲0.5%）。

直接被害者・間接被害者に対しては、更に『別枠』を用意。

（※別枠部分からのご利用も可能です。）

2. 『別枠』部分の貸付限度額

前項の枠に加え、以下の『別枠』でのご利用が可能です。

日本公庫（中小事業）・商工中金 3億円、日本公庫（国民事業）6千万円

3. 『別枠』部分の貸付期間・据置期間

①直接被害者の『別枠』部分

設備資金20年以内、運転資金15年以内（据置期間：最大5年）

- ②間接被害者の『別枠』部分
設備、運転ともに15年以内（据置期間：最大3年）

4. 『別枠』部分の貸付利率

日本公庫 中小事業1. 75%、国民事業2. 25%、商工中金1. 75%
※貸付期間5年以内の基準利率（平成23年4月末現在）。利率は返済期間等の事情により変動。

①直接被害者の『別枠』部分

- ◇上記貸付利率から▲1. 4%引き下げられた金利を適用。
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）。
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0. 5%を適用。）
- ◇事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。

②間接被害者の『別枠』部分

- ◇上記貸付利率から▲0. 9%の金利引き下げに加え、
 - i) 売上等が減少している場合は▲0. 3%
 - ii) 雇用の維持・拡大を図る場合は▲0. 2%（合計で最大▲1. 4%）。貸付後3年間、3千万円を上限。
（貸付後4年目以降又は、上限額を上回る部分は最大▲0. 5%を適用。）

※上記金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本公庫等から災害復旧貸付により貸付を受けている部分は貸付当初に遡って適用されることとなります。

※沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

- ◆貸付期間、貸付利率等についてはこちらのHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>

- ◆問い合わせ・相談窓口

日本政策金融公庫 ○平日：TEL 0120-154-505
○土日祝日：小規模企業向け TEL 0120-220-353、中小企業向け TEL 0120-327-790
商工組合中央金庫 ○平日：各営業店
○土日祝日：TEL 0120-542-711

勤労者福祉資金（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、被害の復旧に要する経費や医療費などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：災害資金、住宅補修資金（離職者以外の方）、医療資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
季節労働者の方 120万円以内
離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

※申込にあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申込を希望される金融機関へお問い合わせください。

地域活性化ワイド資金（北海道）

道では、本道経済の活性化や雇用の創出などが期待される公益社団法人やNPO法人など、幅広い事業者の方々が取り組む経済活動を支援するための融資を行っています。

- ◆融資制度名：地域活性化ワイド資金
- ◆融資対象者：最近1年以上、同一地区内で事業を行っている、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、社会福祉法人、NPO法人など
- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等 8,000万円以内
（運転資金は3,000万円以内）
NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人等
1,000万円以内（融資金額には特例があります。詳しくは下記へご相談下さい）
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/waido.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業部 商工労働観光課 後志総合振興局小樽商工労働事務所

雇用調整助成金（北海道労働局）

東日本大震災の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の一部が助成されます。

- ◆主な支給要件：○雇用保険の適用事業主であること。
○生産量又は売上高など事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。
- ◆受給額：休業手当相当額の2/3（中小企業は4/5）
- ◆支給限度日数等詳しくは、北海道労働局又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。
- ◆問い合わせ先：北海道労働局職業安定部職業対策課 011-709-2311（内線3685）

被災者雇用開発助成金（北海道労働局）

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

- ◆対象となる労働者：1 震災により離職された方（次の①から③のいずれにも該当する方）
①震災発生時に、被災地域において就業していた方
②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方

- ③震災により離職を余儀なくされた方
2 被災地域に居住する方で、震災後安定した職業についてたことのない方
※震災により被災地域外に住所、居所を変更している方を含みます。

◆支給額：支給対象期間 1年間		
①短時間労働者以外	大企業	50万円
	中小企業	90万円
②短時間労働者	大企業	30万円
	中小企業	60万円

◆問い合わせ先：北海道労働局職業安定部職業対策課
TEL 011-709-2311 内線 3685
北海道労働局ホームページ（リーフレット）
<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0004/8949/topics363.pdf>

中小企業向け支援策ガイドブックについて

中小企業庁では、東日本大震災による災害の影響で、被害を受けられた中小企業の皆さまの資金繰りや雇用面での支援策などの対策を「中小企業向け支援策ガイドブック」としてまとめましたので、お知らせします。

事業所、工場等の主要な事業用資産に直接的な被害を受けた場合だけではなく、間接的に被害を受けた場合や風評等の被害を受けた場合においても、ご利用できる制度がありますので、是非ご活用ください。

◆主な掲載内容

- ◇資金繰り支援
 - ・ 既往債務の負担軽減
 - ・ 東日本大震災復興特別貸付（日本公庫、商工中金）
 - ・ 東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証、セーフティネット保証5号（保証協会）
- ◇雇用調整助成金、失業給付による支援
- ◇税制面での支援
- ◇事業用施設の復旧、整備支援
- ◇各種支援策についての申込み、相談窓口

◆内容については、以下のホームページをご覧ください。
ガイドブックの入手については、北海道経済産業局中小企業課へお問い合わせください。
http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/shikinguri_shien/index.htm

◆問い合わせ先：北海道経済産業局 産業部 中小企業課
電話：011-709-2311(内線 2575)
E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

2. 現在募集している（または近日募集を開始する）通常の事業支援メニュー

パッケージ関連2事業（平成23年度第3次募集）

～雇用創出に向けた取組を支援します～

①地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）

地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む地域雇用創造協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託します。

■事業内容：(例)

雇用拡大メニュー：中核的・専門的人材の誘致活動、創業や雇用拡大等に伴う労務管理についての研修・相談 など

人材育成メニュー：地域内外の講師による研修、職場体験講習 など

就職促進メニュー：求人情報の収集、研修や就職に資する情報の提供 など

■事業規模：委託額は1地域あたり各年度2億円（都道府県が中心となり広域の地域で取り組む場合は3

億円を上限)、同一地域における事業期間は3年度上限
※地域雇用創造協議会：地域の活性化と雇用創造に取り組む市町村と地域の経済、雇用を担う経済団体等で構成する協議会

②地域雇用創造実現事業

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託します。(実施期間3年度上限)(1地域各年度5千万円を上限)

■事業の実施要件：

- ・ 協議会又は協議会より事業の一部を再委託された民間団体等(再委託事業者)が、事業に従事させるために雇い入れた地域求職者(対象労働者)に従事させることにより実施するもの。
- ・ 事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者の割合が2分の1以上
- ・ 事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上 等

募集時期：10月上旬～

問い合わせ先：北海道労働局職業安定部職業対策課 Tel：011-709-2311(内線3687)

平成23年度ビジット・ジャパン通年キャンペーン

観光庁では、ビジット・ジャパン事業の中心的な事業の一つとして、事業者の皆様のご協力のもとオールジャパンで多くの外国人旅行者を日本にお迎えするために「VISIT JAPAN2011」キャンペーンに取り組んで参ります。

今回のキャンペーンへご参画いただいた場合、

- ①御社施設やご提供いただく特典情報を8言語で世界へアピールします
- ②インバウンドに関する様々なお役立ち情報や、便利な店頭ツールが入手できます
- ③参加は無料。インバウンド相談窓口の利用もできる

など大きなメリットがあります。

※なお、本キャンペーンのご参画条件として、キャンペーン期間中訪日外国人旅行者への特典をご提供いただく必要がございます。

スケジュール等につきましては以下のとおりを予定しております。訪日外国人旅行者数の本格回復に向けての受入体制・意識の強化のために、みなさまにご協賛いただきたくご案内します。

- ・ 6/13 新規協賛事業者登録開始 <https://www.visitjapan-partner.jp/>
- ・ 8/1～ WEBサイト本格オープン
- ・ 9/1～11/30 秋キャンペーン開催
- ・ 12/1～2/28 冬キャンペーン開催(予定)
- ・ 3/1～3/31 春キャンペーン開催(予定)

◆お問い合わせ先

【事務局：(株)ジェイアール東日本企画(受託事業者)】

・ビジット・ジャパン・キャンペーン・サポート事務局

開設期間：5月9日～2012年3月31日 10:00～17:00

*土日祝日休

TEL：03-5447-7025 FAX：03-5447-7235 E-mail：info@vj-support.jp

省エネルギー・新エネルギー導入支援事業

◆住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

【公募期間】平成23年4月12日～12月22日

◆詳しくは、以下のホームページを参照ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

ほっかいどう省エネ・新エネ人材バンク

◆事業概要

省エネルギー・新エネルギーについて、技術的な相談のできる専門家を登録し、中小企業者等の要望に応じて派遣することにより、地域の中小企業への省エネ・新エネ推進体制の強化を図るものです。

◆派遣対象

道内に事業所を置く中小企業者等です。

◆派遣内容

- ・省エネルギー設備の導入や運用改善に関する助言
 - ・新エネルギーの導入に関する助言
 - ・その他、地域中小企業の省エネ・新エネ推進に資する業務
- ※派遣日数は1日です（移動日は含みません）。

◆費用負担

謝金として 10,000 円/回を申請者の方から派遣者へお支払いいただきます（道が認めた場合に限り、市町村による代位弁済も可能です）。なお、派遣者の旅費は北海道が負担します。

◆申請受付期間：平成24年2月15日まで

◆その他：省エネ・新エネ人材バンクへの登録者も募集しています。

◆申請・お問い合わせ先：北海道 経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ 電話 011-204-5319 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/enebank.htm>

食クラスター連携協議体（FC/NW）への参画のお願い

現在 1,100 を超える機関に参画いただき、約 200 件の提案プロジェクトを受け付けています。（8 月末現在）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

昨年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、北海道経済連合会、北海道農業協同組合中央会、北海道経済産業局、北海道の4者が発起人となり、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NW では、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

「食の新時代」を開拓していくオール北海道の取組です。是非とも本趣旨をご理解いただき、ご参画くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加に係る経費は無料で、現在、プロジェクトをお持ちでなくても、今後主体的に活動されたい方であれば、どなたでも参画いただけます。

参画者には次のような機会を提供します。

- ① 参画者に提案いただいたプロジェクトについて、中核支援機関（北海道立総合研究機構、北海道科学技術総合振興センター、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構 北海道支部、北海道貿易物産振興会）などが全道的なサポート体制で支援方策等を検討します
- ② 国や道の支援事業や、各プロジェクト推進に必要な専門家やパートナー情報等について、適宜情報発信します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。

https://www.fc-nw.jp/m-recruit/participation_mf.html

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌 MN ビル8階

北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：沖野、上野） TEL：011-204-5979

E-mail：okino.hiroshi@pref.hokkaido.lg.jp ueno.syuuji@pref.hokkaido.lg.jp

「北海道『食の磨き上げ職人』」

- ◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。
 - ◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤー8名にご協力をお願いしています。
 - ◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、バイヤー目線から商品について市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。
 - ◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者のご負担はかかりません。ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。なお、アドバイスが企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。
 - ◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）
- ◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL（商業経済交流課 HP 内）からダウンロードしてください）を記載し、北海道経済部産業振興局食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 産業振興局 食関連産業室 マーケティング支援グループ
Tel：011-204-5766（担当：上原、井澤）

事業引継ぎ相談窓口の設置

経済産業省では、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく認定支援機関（札幌商工会議所）に、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業の方の相談に対応する「事業引継ぎ相談窓口」を7月1日付で開設しました。

当相談窓口では、相談する中小企業の状態に応じ、事業引継ぎ、再生、廃業、事業承継等適切なアドバイスを行います。道内各地の中小企業の方からの相談を受け付けております。

※「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、事業を引き継いでいただくことです。

○事業引継ぎ相談窓口

札幌商工会議所 中小企業相談所

受付時間：平日 13:00～16:00

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター1 階

TEL：011-231-1786

【お問い合わせ先】

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話：011-709-2311(内線 2575)

mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

地域若年者雇用奨励事業

地域における雇用の創出を促進するため、若年者（39歳以下）の雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行なう中小企業、NPO等に対して補助金を交付するとともに、若年者の雇い入れの状況に応じた奨励金を支給します。

【補助金・奨励金】

◆支給要件

次の要件を全て満たすこと

- ・新規開業、新事業展開の取組実施（ただし、札幌市を除く道内市町村で行う事業に限る。）
- ・若年者（39歳以下）2名以上を3カ月以上正規雇用

◆補助金

①補助対象経費

- ・設備資金（機械装置、備品等取得に要する経費） ※土地、建物、構築物除く
- ・運転資金（事業運営に要する経費）
- ・既卒3年以内の者に係る人材育成経費（資格取得、研修等に要する経費）

②補助率及び限度額

補助対象経費の1/2以内 150万円限度

◆奨励金

雇い入れた正規雇用若年者数（10人まで）に応じ、

2～4人 1人当たり 15万円（既卒3年以内の者 20万円）

5～10人 1人当たり 30万円（1人目から）

【推進費】

事業者の希望により専門家を派遣し、事業の立ち上げ等をサポートします。

詳しくは、HPまたは下記問い合わせ先まで。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/jakunen_shorei.htm

問い合わせ先：北海道 経済部 労働局 雇用労政課 地域雇用再生グループ（011-204-5349）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

3. 現在募集している（または近日募集を開始する）セミナーや職業訓練など

活力のある地域づくりを目的とした「観光セミナー」

過去に「観光カリスマ塾」を開催した2地域が、くしくも同時期に継続した取組となる「観光セミナー」を開催することになりましたのでご案内いたします。

共通の地域課題に取り組む地域づくり関係者同士や講師とのネットワーク構築もできますので、観光関係者や自治体関係者、学生、まちづくりに取り組んでいる方々など、観光地づくりに既に取り組まれている皆さまや観光振興による地域の活性化に意欲のある皆さまの参加をお待ちしております。

セミナー概要、申し込み方法などは応募先及び事務局へご確認願います。

○「はこだて観光圏塾2011」

～ なぜ今、着地型観光なのか ～ 着地型観光を実現する原動力 ～

■開催日：平成23年11月7日（月）～9日（水）2泊3日

■開催地：函館市（湯の川温泉）

■講師等：塾長 山田桂一郎氏 観光カリスマ・JTIC SWISS 代表
講師 清水慎一氏 立教大学観光学部特任教授 ほか

■概要：塾の概要及び申込方法は下記URLをご参照下さい。

函館観光コンシェルジュセンターホームページ

<http://www.hakodate-concierge.com/>

■定員：30名程度（受講料 1人 10,000円）

■応募先：応募先：〒040-0036 北海道函館市東雲町 15-15
函館観光コンシェルジュセンター（担当：小林）

■電話：0138-26-0300

E-mail：info@hakodate-concierge.com

○「平成23年度 てしかが観光塾」

～ 北海道てしかがから観光の未来を拓く ～

「着地型観光と地域づくり、地域経営とは」

- 開催日：平成23年11月11日(金)～13日(日) 2泊3日
- 開催地：弟子屈町 川湯ふるさと館
- 定員：30人 (受講料 1人 10,000円)
- 講師等：塾長 徳永 哲雄 弟子屈町長・てしかがえこまち推進協議会会長
副塾長 山田桂一郎氏 観光カリスマ・JTIC SWISS 代表
講師 石森秀三氏 北海道大学観光学高等研究センター長 教授
講師 藻谷 浩介氏 株式会社日本政策投資銀行 参事役 ほか
- 事務局：てしかがえこまち推進協議会事務局 弟子屈町役場 観光商工課内
〒088-3211 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
Tel:015-482-2940 Fax:015-482-5669 E-mail:ecomachi@masyuko.or.jp
<http://www.masyuko.or.jp/ecotopindex.html>

全国産業観光フォーラム in はこだて

豊かな海に育まれた「函館の産業と観光」～時代を超え、受け継がれる匠の心～

我が国最初の国際貿易港として開港した函館は、世界各国から様々な技術を受け継ぎ、観光に欠くことのできない歴史的建造物等豊富な産業観光資源を育んできました。

このフォーラムでは、函館の産業観光を広く発信し、その資源を生かした新たな視点で産業観光のあり方を皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、多数のご参加をお待ち申し上げます。

- 開催日：10月13日(木)・14日(金)
- メイン会場：市民会館
- 概要：◆10月13日(木)
荒俣 宏さんによる記念講演、分科会 ほか
◆10月14日(金)
エクスカージョン(函館市内・観光圏の産業観光施設を巡るツアー)

詳細につきましては、下記URLをご参照願います。
全国産業観光フォーラム in はこだて公式HP
<http://www.skf-hakodate.jp/>

- 募集期間：9月22日(木)まで
- 問い合わせ：〒040-8666 函館市東雲町4番13号
全国産業観光フォーラム実行委員会(函館市観光コンベンション部内)
担当：三上、小林 TEL：0138-21-3327

平成23年度 地域密着型観光人材育成／地域魅力向上・商品化研修

本研修では、同じ地域にしながら協働の機会の少ない、農業、エコツアー、商業まちづくりといった異分野の人たちが顔をあわせ、それぞれの立場からとりくむツーリズムの現状と課題を共有し、地域資源を活用した商品(サービス)づくりについて、新たな視点から学んでいきたいと思っております。

- テーマ：「集客交流事業における地域資源の商品化を学ぶ」
～農業・エコ・商業・まちづくりツーリズムによる協働を探る～
- 日時：平成23年10月6日 9:00～17:30
- 会場：ニュー阿寒ホテル 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2-8-8
- 参加費：1000円(参加費は当日、会場にてお支払いください)
- 定員：50名
- 講師：鶴田浩一郎氏(NPO法人ハットウ・オンパク代表) ほか

- 概要：研修の概要及び申込方法等につきましては、下記URLをご参照ください。
社団法人日本観光振興協会HP <http://www.chiikimiryoku.com/>
- 主催：社団法人 日本観光振興協会（平成23年度観光人材育成事業）
- 事務局：NPO法人 ハットウ・オンパク
TEL.0977-22-0401 FAX.0977-22-0417
URL：<http://www.chiikimiryoku.com/> e-mail.kenshu@chiikimiryoku.com

「天然ガスフォーラム in さっぽろ」

～震災からの復興と低炭素社会構築へ～

長期の安定したエネルギー供給の確保、地球環境問題の観点から天然ガスは低炭素社会の早期実現に向けて重要なエネルギー源として位置づけられています。

また、東日本大震災からの復興に向けて、エネルギー政策を見直し、これから目指すべき新たなグランドデザインや、これからの天然ガスの役割などについて、皆様と共に考えていきたいと思っています。

- 【日時】 平成23年11月2日（水）午後3時分～午後5時10分まで
- 【会場】 ホテルモンテレーデルホフ札幌 12階ベルク（札幌市中央区北2条西1丁目）
- 【対象者】 北海道天然ガス利用促進協議会会員企業、一般参加者等
- 【参加費】 無料
- 【講義内容】 講演第1部
「世界を変えるクールソリューション」
講師：慶応義塾大学大学院 政策メディア研究科教授 金谷 年展 氏
講演第2部
「震災復興をけん引する新しいエネルギー政策」
講師：東京工業大学大学院教授 柏木 孝夫 氏
- 【定員】 100名
- 【参加費】 無料
- 【紹介先】 ・北海道天然ガス利用促進協議会（担当：加賀屋）勉強会案内HP
<http://www.hifa.or.jp/hng-hp/whatsup/2011sapporo-forum-info.htm>
011-716-6211 Eメール hng@hifa.or.jp

「中小企業環境対応指導人材育成セミナー」

「環境対応」が世界的なトレンドとなりその取組みが必須となっており、企業経営においても様々な分野で環境対応の義務づけが進展し、環境対応の有無が企業間の取引条件として求められ、企業の競争力に大きな影響を与えつつあります。

今回のセミナーでは、地域の中小企業を指導・支援する役割を持つ機関を対象に、企業の環境対応に関して指導できる人材を育成することによって、企業の環境対応を促進し、企業や製品の競争力を高めることを目的としております。

道内中小企業に対する経営指導や相談の際にご活用できる内容となっておりますので、ぜひ、この機会にご参加をお願いいたします。

- 開催日：2011年10月19日（水）～10月21日（金）
- 開催地：19日、20日：釧路市生涯学習センター
21日：(株)阿寒グランドホテル、中山間浜中・別寒辺牛集落

■内 容

月日	科目	内容	講師（企業名等）
10月19日 (水) 9:50 ～ 16:00	日程説明等(9:50-10:00)		
	環境行政の取組内容等について(10:00-10:40)	○地球温暖化の現状と道の取組	北海道環境生活部環境局地球温暖化対策室職員
	環境適応型経営の実践に向けたマゼッドシステムの導入(I)(10:40-12:00)	○環境経営に関する認証制度の概要 ・ISO14000シリーズ ・HES(北海道環境マネジメントシステムスタンダード)	酪農学園大学 環境システム学部 環境マネジメント学科
	” (II)	○産業別環境管理に関する認証制度の概要	

	(13:00-16:00)	・MSC漁業認証&COC加工流通過程認証 ・適正農業規範(GAP) ・FM森林認証&COC加工流通過程認証	教授 本田康夫 氏
10月20日 (木) 10:00 ~ 16:00	企業における環境経営の重要性について (10:00-12:00)	○環境経営のための環境会計と見える化 ・外部環境会計手法 ・環境管理会計手法 ・カーボンフットプリント制度	藤田技術士事務所 代表 藤田和也 氏 〔(財)省エネルギーセンターエネルギー使用合理化専門員〕
	省エネによる環境対策と企業経営への効果 (13:00-16:00)	○企業の省エネ・省エネの取組事例 ・新エネ・省エネ推進手法 ・ESCO事業等 ○排出量取引と各種制度 ・排出権取引の仕組み ・国内クレジット制度等	
10月21日 (金) 8:40 ~15:40	現地実習 借上げバスで移動	○ゼロカーボンプロジェクト ~温泉熱を利用した温熱供給システムと 排熱回収ヒートポンプ冷暖房システムの 導入 (9:50~10:40)	(株)阿寒グランドホテル
		○酪農家105戸の合計1メガワット規模の 太陽光発電システム導入 (13:00~13:50)	中山間浜中・別寒辺牛集落

■定員 : 30名(なお、定員になり次第、お申し込みを締め切らせていただきますので、ご了承ください。)

■対象者 : 道内の産業支援機関、各種団体、市町村、コンサル等、地域の中小企業を指導・支援する役割を持つ機関の職員等

■受講料 : 無料

■主催 : 北海道

■申込期限 : 10月5日(水)

~お問い合わせ先及び申込方法~

北海道庁経済部人材育成課 安達 TEL : 011-204-5098 FAX : 011-232-1044

e-mail : keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

申込書は以下のリンクから申込書を入手し、FAX又はeメールにて送付ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/H23kankyoudoutou.htm>

「道北地区問題解決手法研修会」

道内企業の競争力を強化するためには、QCD(品質・コスト・納期)対応力の強化を図ることが不可欠であり、そのための人材育成がますます重要となっております。

北海道とQCサークル北海道支部では、職場第一線で活躍されている社員の皆様を対象に、企業の人材育成において効果的な手法であり、職場の問題解決・改善に役立つ問題解決手法の基礎を学びステップアップしていただく講座を、日本科学技術連盟認定のQCサークル指導士のもと開催を行います。

座学だけでなく演習を取り入れて実際にQC手法を体験して頂けますので、是非、この機会に貴社社員をご派遣いただきます様、ご案内申し上げます。

■開催日 : 2011年11月4日(金) 9:30~15:30

■開催地 : 上川総合振興局 2階 204会議室(旭川市永山6条19丁目)

■研修内容

	項目	講義	演習
基本講義	QC的問題解決の手順と進め方	「QC的な考え方」と「問題解決のための3つ手順」、「問題解決型」とQC手法の関係への理解を深める。	—
QC手法講義・演習	グラフ	グラフの種類、基本的な使い方、見方、書き方について理解を深める。	複合グラフの作成と考察
	パレート図	パレート図の構成要素を理解し、作成方法ならびに問題や要因の絞り込みへの活用方法を修得。	パレート図の作成(個人演習)

	ブレーン・ストーミング	アイディア発想法の1つである、ブレーン・ストーミングの説明	テーマを与えて体験演習
	特性要因図と系統図	まず特性・要因の考え方を理解し、特性要因図の作成方法ならびに要因解析への活用方法を修得	特性要因図の作成（グループ演習）

■参加費 : 無料 (昼食は各自でご用意ください。)

■講師 : QC北海道支部役員・幹事

■主催 : QC北海道支部、北海道

■申込期限 : 10月7日(金)

～お問い合わせ先及び申込方法～

北海道庁経済部人材育成課 安達 TEL : 011-204-5098 FAX : 011-232-1044

e-mail : keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

申込書は以下のリンクから申込書を入手し、FAX又はeメールにて送付ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/QCdouhoku.htm>

「基盤技術高度化技術人材育成事業」

道では、道央地域を中心に集積が進みつつある自動車関連産業等との取引拡大に向け、地場企業と道内進出企業や道外の関連企業等への参入促進を図るため、道内企業を対象とした研修会を開催します。

2級機械検査技術検定合格を目指す「測定工具取扱い実践研修」や品質管理・製造コスト改善に役立つ「材料分析講習会」など、何れも生産技術の高度化を目的とした研修内容になっています

《研修会の概要》

研修項目	開催時期	会場	実施内容
測定工具取扱い実践研修(2級機械検査技術検定向け)	平成23年10月27日(木)	苫小牧市テクノセンター	機械検査2級取得を目標とした測定工具の測定技術・技能について
材料分析講習会(走査電子顕微鏡)	平成23年11月上旬(4日間)	苫小牧市テクノセンター	品質向上、製造コスト改善に向けた原材料・製品の分析について
産業用ロボット研修	平成23年11月29日(火)	苫小牧市テクノセンター	ロボットのメカニズムや制御の仕組み、実際のロボット活用事例、プログラミング演習等
PLCの応用技術	平成24年1月26日～27日(2日間)	苫小牧市テクノセンター	タッチパネルとPLCを活用した自動化システムの設計に必要な技術について
TIG溶接技能研修(実践編)	平成24年1月31日(火)	苫小牧市テクノセンター	TIG溶接技能の高度化について

《受講申込み》

財団法人道央産業技術振興機構(委託事業者)のホームページから受講申込書をダウンロードの上、FAX・郵送・Eメール等によりお申し込みください。

URL <http://dohgi.tomakomai.or.jp/>

《お問合せ先》

財団法人道央産業技術振興機構 担当: 高畠

TEL : 0144-51-2770 FAX : 0144-51-2780

e-mail : dohgitakahata@ains.tomakomai.or.jp

機動職業訓練（11月開講で募集中（予定）のもの）

◆ 離職者の再就職及び新規学卒未就職者の就職を促進するための職業訓練です。

○ 機動職業訓練（11月開講で募集中（予定）のもの）

北海道立高等技術専門学院では、離職者の再就職等を促進するため、職業訓練（機動職業訓練）を実施しています。

※ 求職者を対象とする訓練のため、受講にはハローワークの受講あっせんが必要となります。

① 札幌高等技術専門学院（問い合わせ先：tel 011-781-7192）

訓練科名（対象者）	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
オフィス事務科（一般）	9/20～10/4	11/1～2/28	札幌市	20	ワープロ検定、表計算検定
OA情報活用科（一般）	9/20～10/4	11/2～2/27	札幌市	20	ワープロ検定、表計算検定
経理・労務事務科（一般）	9/20～10/5	11/2～2/27	札幌市	20	ワープロ検定、表計算検定
介護福祉サービス科（一般）	9/20～10/5	11/2～2/27	札幌市	20	ホームヘルパー2級
パソコン基礎科 （45歳以上の求職者）	9/20～10/14	11/2～2/1	滝川市	20	ワープロ検定、表計算検定
ITビジネス科（一般）	9/27～10/13	11/15～2/14	小樽市	20	ワープロ検定、表計算検定
パソコン基礎科（一般）	9/27～10/12	11/15～2/14	札幌市	30	ワープロ検定、表計算検定
NPO起業科（一般）	9/27～10/12	11/15～2/14	札幌市	20	
介護福祉事務科 （母子家庭の母等）	9/27～10/13	11/24～2/23	札幌市	20	ホームヘルパー2級
パソコン経理基礎科（一般）	10/3～10/21	11/24～2/23	札幌市	30	簿記検定、ワープロ検定
OAビジネス科（一般）	10/3～10/31	11/24～2/23	岩見沢市	20	ワープロ検定、表計算検定
介護予防総合スペシャリスト科（一般）	10/3～10/21	11/24～2/23	札幌市	30	ホームヘルパー2級
ITビジネス科（一般）	10/7～11/7	11/29～2/28	滝川市	20	ワープロ検定、表計算検定

② 函館高等技術専門学院（問い合わせ先：tel 0138-47-1121）

訓練科名（対象者）	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OA経理科（新規学卒者、一般）	10/6～10/20	11/9～2/8	函館市	20	簿記検定、ワープロ検定
パソコンスキルアップ科③ （新規学卒者、一般）	10/13～10/27	11/15～2/14	函館市	20	日商PC検定
介護福祉サービス科④ （新規学卒者、一般）	10/27～11/10	11/30～2/28	函館市	20	訪問介護員2級養成課程

③ 旭川高等技術専門学院（問い合わせ先：tel 0166-65-6667）

訓練科名（対象者）	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護ビジネス科（一般）	9/12～10/11	11/1～1/31	名寄市	20	ホームヘルパー2級
OA事務科②（一般）	10/11～10/25	11/22～2/21	旭川市	20	ワープロ検定、表計算検定
介護福祉科④（一般）	10/11～10/25	11/22～2/21	旭川市	20	ワープロ検定、表計算検定
OA事務科（一般）	9/29～10/28	11/25～2/24	富良野市	15	ワープロ検定、表計算検定

④ 北見高等技術専門学院（問い合わせ先：tel 0157-24-8024）

訓練科名（対象者）	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
ITビジネス科Ⅱ（一般）	9/12～10/12	11/1～1/31	遠軽町	10	ワープロ検定、表計算検定
ITビジネス科Ⅱ（一般）	9/12～10/11	11/1～1/31	紋別市	15	ワープロ検定、表計算検定
OA実務科（一般）	9/12～10/12	11/2～2/29	北見市	20	ワープロ検定、表計算検定
介護実務科（一般）	9/12～10/18	11/7～3/6	北見市	20	ホームヘルパー2級
OA経理科（一般）	10/11～11/8	11/30～2/29	北見市	20	ワープロ検定、表計算検定

⑤ 室蘭高等技術専門学院 (問い合わせ先：tel 0143-44-3522)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護福祉サービス科(一般)	9/28~10/24	11/11~2/10	登別市	20	訪問介護員2級課程
医療介護事務科(一般・新規学卒者)	10/7~11/10	11/24~2/22	登別市	15	メディカルクラーク2級
情報システム科(一般)	10/14~11/14	11/29~2/27	登別市	20	ワープロ検定、表計算検定

⑥ 帯広高等技術専門学院 (問い合わせ先：tel 0155-37-2319)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
情報経理科(一般)	9/21~10/18	11/8~2/7	帯広市	20	ワープロ検定、表計算検定
OAシステム科(一般)	9/28~10/25	11/17~2/16	帯広市	20	ワープロ検定、表計算検定

⑦ 釧路高等技術専門学院 (問い合わせ先：tel 0154-57-8011)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
総合清掃科(障がい者)	9/26~10/26	11/15~2/14	釧路市	10	
OA会計科Ⅱ(一般)	10/5~11/7	11/25~2/24	釧路市	20	ワープロ検定、表計算検定

4. その他

あじ研北海道(北海道)

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト [「あじ研北海道」](#) ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、20に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。

今後さらに内容を充実させていきますので、ぜひご覧ください。

■掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・各研究機関の概要 ほか

■掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
 北海道立工業技術センター
 北海道大学 産学連携本部

■URL：<http://www.ajiken-h.jp>

■問い合わせ先

北海道経済部産業振興局食関連産業室食品産業振興グループ (TEL011-204-5312)